平成２３年（フ）第４７６号
石川県かほく市狩鹿野ニ16番地２、従前の住所金沢市八日市３丁目645番地
破産者　安田　亮一
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１１１号
山梨県甲斐市玉川1512番地10
破産者　橋本　公男
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
山梨県甲府市塩部４丁目15ー６パールハイツ208、住民票上の住所山梨県甲府市西田町１番15号
破産者　矢﨑　安芳
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
長野県大町市平4153番地72
破産者　髙橋　光男
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３０号
長野県茅野市玉川11039番地９　南ハイツＢ201号
破産者　野澤　　豊
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第２５３号
和歌山市小豆島122―１　Ｔ号
破産者　水原　　孟
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３５号
和歌山県有田郡有田川町大字楠本334番地
破産者　関本　惠子
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４１号
和歌山市湊１丁目６番15号
破産者　夢工房こと　鳴神　　亨
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０９号
和歌山県伊都郡高野町大字高野山53番地の３玉川荘203
破産者　松村　耕児
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４６号
和歌山市市小路203番地　西本住宅Ｓ，07号
破産者　小谷　幸子
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４号
広島県尾道市向島町14813番地１
破産者　半田　則保
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
愛媛県大洲市西大洲甲969番地　サントノーレ西大洲1001号
破産者　別宮由紀子
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第９６号
長崎県島原市有明町湯江甲331番地１
破産者　竹山　初子
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
熊本県宇城市小川町西海東1289番地２
破産者　谷川　祥一
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６１号
大分県速見郡日出町大字大神8024番地
破産者　髙橋　忠雄
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第９７号
宮崎市清水２丁目７番15号
破産者　松山　信廣
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２０６６号
静岡県伊豆の国市長岡1334番地の４　ジェントル伊豆長岡505号、破産手続開始決定時の住所さいたま市西区大字指扇469番地３
破産者　太田　光江
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８００号
埼玉県幸手市大字下吉羽1551番地
破産者　石塚　　淳
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係